

東京都公衆浴場対策協議会 (第20次協議会 第6回)

平成30年5月25日(金)

都庁第一本庁舎南側16階 特別会議室S6

午後 3 時 28 分開会

○猪俣課長 それでは、時間前ではございますが、委員の皆様方がおそろいになられたので、ただいまより「東京都公衆浴場対策協議会」第20次第6回の会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

失礼ではございますが、着座にて御説明させていただきます。

ただいま、16名の委員の御出席をいただいております。東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第6に定めます協議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、三村委員、梶原委員につきましては、所用により欠席との御連絡をいただいております。

本日の議事に入らせていただきます前に、本協議会の委員に御異動がございましたので、新しく委員に就任なさいました方の御紹介をさせていただきます。

関係行政機関委員で、武蔵野市副市長の笹井肇委員でございます。

○笹井委員 武蔵野市の笹井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○猪俣課長 よろしく願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元をごらんください。会議次第がございます。

その下から御説明いたします。1ページと2ページの資料1が「平成30年会計調査について」、そして「平成30年調査浴場の概要」でございます。

3ページの資料2が「平成29年調査結果と平成28年実績比較」

4ページの資料3が「平成30年科目推定一覧」

5ページの資料4が「公衆浴場入浴料金原価計算表」

6ページの資料5が「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」

7ページと8ページの資料6が「平成30年東京都公衆浴場入浴料金統制額について(案)」でございます。

また、その下に参考までに「公衆浴場の活性化策について」に関する資料を配付させていただきます。

以上でございます。

もし、不備等がございましたら、お手数ではございますが、挙手いただければ、お差しかえ等をさせていただきます。

なお、本日も大変暑くなっておりますので、スーツ等をお脱ぎになれるなどの御対応をいただければと思っております。

それでは、都留会長、よろしくお願いいたします。

○都留会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

きょうは後ほど副知事に答申書をお渡しするわけですが、スーツのボタンが外れまして、3分で自分で縫ってつけたその手さばきをぜひ皆さんに見ていただきたかったのですけれども、二、三人の方に見ていただけました。何を自慢しているのか、わかりませんけれども。

まず、会議の公開についてお諮りをいたします。従来どおり、この会議は公開で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○都留会長 それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

最初に小委員会報告ですが、その検討結果につきまして、会長を務めました私から若干説明をさせていただきます。

小委員会の設置につきましては、前回第5回協議会において、協議会報告案の起草については、学識経験者委員で構成する小委員会を設置し検討を付託するということについて御決定をいただきました。この決定に基づきまして、小委員会を5月10日午後4時から都庁内で開催いたしました。

小委員会では、会計調査と入浴料金原価計算の算定結果に加え、社会経済状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境、公衆浴場利用者の負担など、広範囲にわたる内容について検討を行いました。小委員会報告会につきましては、後ほど皆様から御意見をいただければと思います。

なお、恐れ入りますが、プレスの方がいらっしゃいましたら、撮影はここまででお願いいたします。

それでは、会計調査報告について、公認会計士の高橋委員から御説明をお願いいたします。

○高橋委員 高橋でございます。会計調査の結果につきまして御報告いたします。お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

まず「1 調査浴場の概要」ですけれども「(1) 選定条件」に従いまして、都内の標準的な浴場41件を選定し、その経営状況を調査いたしました。うち1件の決算書は不備などところがありましたため、全部で40件の調査を行っております。

選定しました40浴場の経営形態、使用燃料、用水に関する内訳は、その下の「(2) 調査浴場」に記載のとおりとなっております。

そして、次に「2 調査方法等」のところですが、公衆浴場の経営者から提出されました決算書や総勘定元帳の会計帳簿、あるいは税務申告書をもとに経営状況について書面調査を実施するとともに、生活文化局による公衆浴場利用者の構成比などの調査を行いました。

次に、その裏の2ページ、資料1-①をごらんください。平成30年調査浴場の概要をまとめております。

1 から40まで番号が振ってありますけれども、このうち3浴場については今回新たに調査の対象とした浴場が入っております。38、39、40ということになります。減ったところも若干あるということになります。

続きましてですけれども、3ページに行きまして、資料2「平成29年調査結果と平成28年実績比較」について御説明いたします。

この塗ってありますところが、今回の調査による平成29年実績[A]のところですので、過年度28年の実績が[B]ということになって、増減分析等もされております。

平成29年実績と平成28年実績を比較しますと、収益のほうでは、一番上の入浴料金収入のところですが、42万1,272円増加しています。これは単価が変わらないということもありますので、平均入浴人員が増加していることによる増加と考えられます。

2番目の営業外収入の増加は、マッサージ機やドライヤー等の収入増による増加と考えられます。

3番目の補助金は減少しているわけですが、これはガス設備の更新、バリアフリー化などの設備改善費用について、平成28年のほうが都や区市からの補助金が多かった。それに比べると、補助金を利用する浴場が少なかったと考えられます。

4番目の特別利益の増加は、満期保険や解約返戻金の影響ということになると思われま

す。次に、その下の営業費用でございますが、まず人件費は月額平均給与額が減少しているということによる減少ということと考えられます。

6番目の用水費の減少は、一部調査対象浴場の入れかえの影響と、また一部浴場の節水などの経営努力の影響と考えられるのではないかと考えられます。

7番目、8番目の光熱費、燃料費がどちらも減少になっておりますけれども、こちらは使用量が減少した影響や、LED照明器具の設置、ガス燃料設備の更新による効率化の影響だと考えられます。

9番目の減価償却費は増加になっているわけですが、こちらは調査浴場の中で、先ほど平成28年度は施設設備に関する補助金が多かったのだと御説明いたしましたが、それを使って浴場の改修や設備の更新をして資産がふえて、その減価償却がふえたというような影響ではないかと考えられます。

10番目の地代・家賃は減少しております。これは先ほど用水のところでもお話ししましたけれども、一部調査対象浴場の入れかえの影響なのではないかと考えております。

11番の修繕費は増加していて、これは修繕がふえたのだろうということになります。

以上、収益合計[a]から、下から4行目の費用の合計[b]と、そして[c]で収支差額が出て[d]の事業報酬、こちらも差し引きますと、一番下の行、平成29年の過不足額は36万8,610円の黒字ということになりました。

会計調査の結果は以上のとおりでございます。

○都留会長 ありがとうございます。

次に、資料3の「平成30年科目推定一覧」から資料5「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」まで一括して事務局から説明をお願いいたします。

○猪俣課長 事務局から御説明させていただきます。

それでは、まずお手元の資料4ページの資料3をごらんください。「平成30年科目推定一覧」でございます。この資料は平成29年の実績額をもとに、科目ごとに平成30年の推定額を算出したものでございます。一番右段にございます推定基礎は、各科目の推定額を算定する際の考え方について簡単に記載させていただいております。

まず上から行きますけれども、収益の1番の入浴料金収入から4番の特別利益までは平成29年の実績どおりとしております。

次に営業費用の5番の人件費につきましては、毎月勤労統計調査の現金給与額をもとに、政府発表の経済指標、雇用者報酬2.4%増でございますので、こちらにより算定しております。

6番の用水費は実績どおりです。

7番の光熱費につきましては、東京電力が発表しております燃料費調整分を含む電力量料単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等から変動率を算定しております。

燃料費調整は火力発電に必要な燃料、原油、液化天然ガスなどの価格変動を電気料金に反映しているものですが、今後も高どまり傾向が続くと思われま。一方、電気料金の一部である再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度によって電力の買い取りに要した費用を電気の使用量に応じて負担するものですが、今年度の5月分から1キロワットアワーにつき2.90円となり、昨年より0.26円引き上げられております。

ちょっと複雑で済みません。以上のことから、電気料金全体としては5.99%の増になると推定しております。

8番の燃料費ですが、燃料費のうち右側にあります推定基礎の廃油価格については14.00%、ガス価格については東京ガスが発表している1立方メートル当たりの単位料金から変動率を算定して7.39%の推定増としております。ガス料金につきましては、電気料金と同様、原油価格や為替レートによる液化天然ガス等の原料費の変動に応じて、毎月調整が行われる原料費調整制度がありますが、原油価格と液化天然ガス価格が上昇しております、今後は昨年に比べて増額になるものと考えられます。

9番の減価償却費は実績どおりです。

10番の地代・家賃につきましては、東京都の主税局が算出した公衆浴場における固定資産税の増減から土地0.1%減、家屋1.8%増で推定しております。

11番の修繕費につきましては、消費者物価指数1.1%増で算定しております。

12番の公租公課につきましては、東京都区部の固定資産税の増減から推定しております。

13番の保険料は実績どおりです。

14番の備品・消耗品費につきましては、消費者物価指数1.1%増で算定しております。

15番の会費・交際費につきましては、公衆浴場組合の会費や町内会などの会費がほとんどを占めていることから実績どおりとしております。

16番のその他の諸経費につきましては、消費者物価指数1.1%増で算定しております。

最後に、17番の営業外費用から21番の事業報酬までは実績どおりとしております。

続きまして、5ページをごらんください。資料4で「公衆浴場入浴料金原価計算表」でございます。

左の表中に記載がある29年実績は、先ほど御説明いただいた会計調査報告の数値でございます。30年推定欄を見ていただくと、5番目のところにあります収益合計の2,198万7,049円に対しまして、19番の下にございます30年推定欄の費用合計が2,101万6,547円となっております。その収支差がその下にございます97万502円となっております。ここから21番にございます事業報酬を差し引きますと、10万374円の不足が生じるという形になります。この不足額を解消するには、所要値上率が一番下ですが、こちらにございます0.533%の料金値上げが必要という試算になります。

次に右側の大人、中人、小人別の料金についてですが、表外にあります右側の公衆浴場入浴料金体系構成方法をごらんいただきたいと思います。

まず、東京都における平成29年の平均世帯人員が2.94人、2以下の計のところがございますが、2.94人となっております。これに平成29年調査対象浴場の1週間の実態調査による大人、中人、小人の利用割合を当てはめると、こちらにございます大人2.83人、中人0.06人、小人0.05人となります。

こちらに推定所要値上率、先ほどの率を0.533%大人料金に集約したものが3の改定料金体系の構成になります。これを料金表に当てはめると、3の真ん中にございます大人料金462円、462.48円とありますが、462円となりまして、現在の460円から2円引き上げることが必要となります。これが4の料金表にありますプラス2円という形になります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。資料5でございますが「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」でございます。この資料は、平成16年以降の入浴料金統制額の算定結果と統制額の改定状況を取りまとめたものです。

ごらんのように、平成18年、平成20年、平成26年に統制額を改定しております。ちょっと欄に誇張しておりますけれども、こちらは平成18年の統制額との乖離額は35円、左から3つ目の縦の部分を見ていただきたいと思いますけれども、統制額との乖離額が35円、平成20年の乖離額が50円、平成26年は35円となっております。このように、これまでは統制額の算定結果と実際の統制額との乖離額が30円を上回る状況において統制額の引き上げを行ってきたという経過でございます。

以上で説明を終わります。

○都留会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員及び猪俣課長から報告がありました資料5までのことについて、御質問等があればお願いします。

よろしいですか。

それでは、以上の資料に出てきました係数等に基づきまして、小委員会において協議会報告案を取りまとめました。事務局から読み上げてもらいます。

○猪俣課長 それでは、着座したまま失礼いたします。ありがとうございます。

それでは、7ページの資料6をごらんください。読み上げさせていただきます。

平成30年東京都公衆浴場入浴料金統制額について（案）

本協議会は、知事から検討を依頼された平成30年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民生活の安定を図る観点のほか、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な審議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握したうえ、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式に従って算定した。その結果、推定所要引上げ率は0.533%と算定され、大人料金で現行の460円を2円引き上げることが必要であるとの試算結果となった。

2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項

- (1) 消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の率が平成29年4月1日に、8%から10%に引き上げられる予定であったが、政府判断により平成31年10月1日まで引き上げが延期されている。
- (2) 公衆浴場で費用負担の大きいガス料金等の燃料費は、昨年より値上がりが続いたが、現在高止まり感があり、このまま推移すると推察される。
- (3) 政府の消費者物価指数見通しで今後も物価の上昇が見込まれる。都民の家計負担がさらに増すことが予想される中、入浴料金の引き上げは、家計への影響が大きく、銭湯利用者の減少が見込まれる。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記1及び2を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを総合的に検討した結果、統制額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場の地域における地域交流の拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新

規利用者の拡大のため、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

(1) 公衆浴場組合を中心とした積極的な取組により、浴場施設内の禁煙化を100%達成したことは高く評価する。また、無料で使えるボディーソープやシャンプー等の常備についても引き続き取組を進め、速やかに実施率100%を達成するよう、利用者ニーズや利便性に配慮したサービスの提供に努めること。

(2) ここ数年、銭湯を舞台にした映画、テレビドラマ、情報番組等で銭湯が頻繁に取り上げられるなど、業界全体に大きな追い風が吹いている。

こうした追い風を大きなチャンスと捉え、地域特性や立地条件を生かした独自の経営努力により利用者を増やし、収益増を図っている浴場もある。

そのような取組を、業界全体に浸透させるため、公衆浴場業界全体での情報共有をより一層図り、個々の浴場が創意工夫を凝らした経営努力を行い、利用者拡大を図ること。

(3) 平成29年の訪日外国人の数は、過去最高の2,869万人に達している。今後も2年後に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、日本を訪れる外国人は増加すると考えられる。このことは、外国人に日本の伝統文化である「銭湯」を知ってもらう絶好の機会でもある。

公衆浴場組合では、ホームページやSNSを活用し、若者や外国人向けに公衆浴場の魅力を積極的に発信して、利用者拡大に努めている。平成29年度は、外国人利用者を対象とした銭湯の入浴マナーと魅力を発信するためのPR動画を作成している。

こうした公衆浴場組合の取組を高く評価するとともに、今後も我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に広めるため、引き続き進めること。

(4) 地域に根差した拠点施設としてその役割を果たしていくため、ミニデイサービスや区市と連携した健康体操等の健康増進事業、認知症高齢者の見守り等のコミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、使用燃料の都市ガスクリーン化や照明器具のLED化等エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、引き続き積極的に取り組むこと。

また、東京都が今年度実施する公衆浴場活性化支援実証事業等も活用し、後継者の育成などに取り組むこと。

以上でございます。

○都留会長 ありがとうございます。

それでは、報告案の審議決定に入ります。

まず、業界代表委員から御意見を申し上げます。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 近藤でございます。

今、御意見をお聞きしましてなるほどなところもありますけれども、その中で我々の業界が廃業が相次いでいるというところがなかなかとまらないというところで、非常に苦戦をしているところでございます。その中にはいろいろな理由があるのですが、その中で皆さんから御意見をいただきながら頑張っていかなければいけないのかなと思っております。

きょうは結果的に2円ということでございましたので、我々の努力が少しは実っているのではないのかなと、今お話を伺った中ではそのような気がいたします。これからも頑張っていきますので、よろしく願いをしたいなと思います。

○都留会長 ありがとうございます。

次に、利用者代表委員から御意見をお伺いします。

池田委員、どうぞ。

○池田委員 小委員会の皆様、取りまとめていただき本当にありがとうございました。この統制額の案について、私は前回のところでも据え置いていただきたいという意見を申し上げておりましたので、この案でお願いしたいと思います。

協議会の意見として4つのことが書かれておりますけれども、私もそのとおりで思っています。また、今、業界のほうから、経営努力が実っている結果で2円という差というか、そのぐらいの金額が出てきたのかなとおっしゃいましたけれども、私も本当にそのとおりで思っています。業界の皆様がすごく努力していらっしゃることはわかっているので、ここに協議会意見として出ているように、地域に根差した、そして地域のカラー、特性に合ったいろいろな工夫をもっとすれば、まだまだ公衆浴場が認められる可能性はあると思いますので、引き続き頑張りたいと思います。

以上です。

○都留会長 ありがとうございます。

次に、佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 この案をまとめていただきましてありがとうございました。私もアップには反対ですので、このまま据え置いていただくことに賛成です。

それで、ここにも書かれていますように、本当にいろいろな工夫や努力をされていることはとても評価しております。大きな追い風が吹いているというのは確かにそのとおりで、いろいろなテレビ番組、情報番組でも銭湯が取り上げられていますので、ぜひこの機会に、オリンピック・パラリンピックに向けてもそうですけれども、さらに頑張りたいですし、私たちもできる限り応援し、周りの者たちにもどんどん伝えていきたいと考えています。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○都留会長 ありがとうございます。

平石委員、どうぞ。

○平石委員 民生委員を代表いたしまして一言申し上げます。

よくまとめ上げられまして、すばらしい結果が出ているのかなと私は思います。やはりこの中で、今、少子高齢化というのが続いているわけで、特に高齢問題につきましてはどのようにしていくのか。浴場を使わなくても、デイサービスへ行けばお風呂がある。それから、老人憩いの家に行けばお風呂があるという中で、これほど努力している公衆浴場組合さんに頭が下がるのかなと思います。

ただしかし、その部分については、やはりまだ民生委員というのはどういうことをやっているのかということをお皆さんは知らないのです。昨年も100周年をやりまして、ことしも東京都の100周年を5月13日に新宿でパレードをいたしました。西口ではパネル展もやったというような状況の中で、もう少し我々の、民生委員の仕事というのはどういうものなのだということを、我々からも区民あるいは都民に教えていかなければいけないのかなと思いますけれども、やはりそこは日本人の物の捉え方が違うのかな。自分はそういったことを自分からなかなか言えないということがまだまだあるのかなと思います。

やはりそういったことも、我々からいろいろな立場の中で活動しながらアピールしてやってよりよいものにしていくためには、やはりいろいろな団体からお話をいただいて、それをどのようにしていくべきなのかなということをお常々と考えている状況です。

以上です。

○都留会長 ありがとうございます。

最後に、山下委員、どうぞ。

○山下委員 調査結果を大変よくまとめていただきましてありがとうございます。御説明どおり、よくわかりました。ただ据え置きということで、ほっとしたような、ちょっとお気の毒のような感じがいたしました。

昨日、婦人団体のほうで十何人かの会合がありましたので、実はこういう公衆浴場対策評議会というのがあるということをおちょっとお話をしましたら、やはり近所の方は公衆浴場対策評議会なんてあることも全く知らない。どうやってお風呂の値が上がったり下がったりするのかなんて全くわからないのです。きのうはそのことを説明して、どっちにしてもきょう値上げするのか、下がるのか、そのままなのかということが決まるのよというようなことをちょっとお話ししましたけれども、なるべく上がらないほうがいいという皆さんの御意見でございました。

以上です。

○都留会長 ありがとうございます。

それでは、関係行政機関の皆様の御意見を伺いたいと思います。

大井委員、どうぞ。

○大井委員 この結果については、いい結果だと考えております。

○都留会長 ありがとうございます。

笹井委員、どうぞ。

○笹井委員 武蔵野の笹井でございます。

協議会としての結論としては適切かと思えます。

ただ、ここの協議会の意見として、記載されている事項は非常にリアルな問題を抱えていると思います。特に公衆浴場というのは地域の拠点的な機能があって、武蔵野市は古くから不老体操という、老いない不老と風呂を掛け合わせた駄じゃれのような事業も何十年もやっておりまして、私も担当をしておりましたが、かつては市内に公衆浴場は十数軒ございまして、曜日ごとに各地域でやっておりました。お年寄りにとっては、きょうは何々湯、あしたは何々湯というようにお楽しみいただいて、今で言うフレイル予防と一番風呂に入っただき心身の活性化をしていただくという状況でございまして、延べにすると年間1万3,000人ぐらいの高齢者に参加をしていただいているのですが、現在、市内の公衆浴場は4カ所になってしまいました。

しかし、体操を実施する場所も必要でございますので、コミュニティセンターであるとか、デイサービスセンターであるとかの御協力を得ながらやっております。そういう意味では地域の拠点としての機能、あるいは高齢者のフレイル予防としての機能というものをいかに継続して行って、廃業されることのないように地域の拠点としていかに支えていくかということが大きな課題になっているだろうと認識をしているところでございます。

○都留会長 ありがとうございます。

浜委員、どうぞ。

○浜委員 まず初めに、小委員会の委員の皆様方、報告案の取りまとめにつきまして御尽力いただきまして、どうもありがとうございます。統制額は据え置くことが適当との結論につきましては、経済情勢の見通し、それから会計調査の結果などを踏まえまして妥当であると私どもとしても考えております。

この場であわせて申し上げますと、4の協議会意見のところでは幾つか御指摘をいただいております浴場施設内の禁煙化100%達成というのは、まさに組合の皆様方を中心に各公衆浴場運営の事業者の皆様の本当に大変な御尽力の結果だと思っておりますので、ありがとうございます。ほかに御指摘いただいているところにつきましても、公衆浴場を都民の皆様方に御利用いただき、愛していただき、私ども公衆浴場行政をあずかる身としても応援してまいりたいと思っておりますので、引き続き御協力いただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○都留会長 ありがとうございます。

それぞれの立場から御意見をいただきました。これらを踏まえて、さらに御意見のある方は御発言をお願いしたいです。特にございませんか。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 浴場組合の近藤です。

この人件費のところでは750万という金額が出ておるのですけれども、実はお風呂屋さんには、

じいちゃんばあちゃん、あるいは父ちゃん母ちゃんやっぴて、非常に高い金額ではなくて給料を出せない状況というところがあるのです。そういった事情も含めましてプラス2円ということが出てきているので、我々もかなりの努力の中で生んできているものでございます。

それと、最近ちょっと聞かれ始めているのが、お風呂屋難民という言葉が出始めているのです。お風呂屋さんが少なくなると、その地域に住んでいる、本当に必要とされる方々が距離が遠くなってしまふ。お年寄りの方は雨が降ったらお風呂にも行けないというお風呂屋難民という言葉が最近飛び交うようになってきてしまつて、これは本当に寂しいことであつて、そこを何とかしなければいけないということが最大の課題として今、上がつてきております。

そんなことも皆様の中で考えていただければありがたいかなと思います。

○都留会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、平成30年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、報告案のとおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○都留会長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、これより東京都に対して報告書を提出します。

平成30年公衆浴場入浴料金統制額について、据え置きという結論に至りました。そのほか、協議会意見として東京都に対する要望も触れておりますので、しっかり受け取ってください。よろしくお願ひします。

(都留会長から猪熊副知事へ報告書を手交)

○猪熊副知事 ありがとうございます。

○都留会長 ここで猪熊副知事より一言御挨拶をいただきます。

○猪熊副知事 東京都副知事の猪熊でございます。着座にて挨拶させていただきます。

ただいま、都留会長から平成30年公衆浴場入浴料金の統制額に関する協議会報告を知事にかわりましてお受けいたしました。委員の皆様方には、本年2月の協議会において検討をお願いいたしまして以降、短期間に大変精力的に御審議いただきました。心から御礼申し上げます。

協議会におかれましては、統制料金につきまして、社会経済の状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境など、さまざまな幅広い観点から慎重に御検討いただきました。その結果、統制料金を据え置くことが適当であるとの御報告をただいまいただいたところでございます。都といたしましても、低廉な料金で都民の入浴機会を確保するという観点から、浴場経営者の皆様方の御理解と御協力をお願いしたいと思つております。

都内の公衆浴場は現在、500軒台にまで減少しておりまして、極めて厳しい経営環境下にあるものと承知しております。そのような中、東京2020オリンピック・パラリンピックの

開催に向けまして、外国人利用者を対象としてPR動画を作成するなど、公衆浴場組合を中心に利用者拡大を図る新たな取り組みを進められていることなどに敬意を表します。一方で、協議会報告の中で御提言をいただいたような取り組みが業界全体に浸透することも必要でありまして、一層の努力が求められているということも認識しております。

都といたしましても、今年度から円滑な浴場の事業が継続されるように、浴場の後継者などに向けて経営ノウハウを実践的に学ぶ場の提供、あるいは浴場経営にかかわりたい、携わりたいと考えている方とのマッチング機会の提供など、新たな事業を実施してまいります。こうした事業を通じて、今後とも安定的な浴場経営のために必要な支援を行ってまいります。

最後になりますが、委員の皆様方には今後とも東京都の公衆浴場対策にお力添えを賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○都留会長 猪熊副知事、どうもありがとうございました。

なお、副知事は公務がありますので、これで退席されます。

(猪熊副知事退室)

○都留会長 本日の協議会報告につきましては、協議会終了後、都庁記者クラブに資料を配付することとなっております。

それでは、少し時間がありますので、前回でも取り上げました、また今の猪熊副知事の御発言の中にありました活性化策について、多少、意見交換をしたいと思います。

今回、小委員会の報告書を取りまとめるに当たりまして、一番最後の配付資料の8ページの(4)の一番最後の部分にごく短い言葉で多少触れたということです。ここはまだ今年度初めて予算措置がとられたということでもあり、また活性化検討会というものの報告書も出たばかりですので、まだ具体的に書き込む段階にはないと考えて、この程度の文言にしたわけです。

先ほど近藤委員からも御発言がありましたが、廃業問題をどうするのか。利用者側から見ますと、お風呂難民が発生しないためにどうしたらいいのかということが、この問題のキーポイントになってくると思うのです。これについて、私は前回の協議会でかなり踏み込んだ発言をしたわけですが、それは皆さんまだ御記憶だと思いますので、ここでは繰り返しません。何といいますか、今はある意味、風が吹いているのです。これを利用しないといけないということはそのとおりなのですが、選挙と同じで、風はやがてやむのですよ。そのときに本当に必要なことというのは地道な努力であるわけで、その地道な努力というのをこれまで組合はやってこられたと私は評価しています。

これからはやはり廃業対策をどうするのかと、それに対してどういうことをなし得るのかということが次の課題になるのだらうなと思います。そういうことも含めまして自由に発言していただければと思います。いかがでしょうか。どなたからでも。

中山委員、どうぞ。

○中山委員 浴場組合のほうでいろいろと努力をした結果が今、出てきているわけですが、その間にもどんどん廃業が進んでいるということは、浴場の努力だけに頼ってはいけないと思うのです。やはり個人のものでありながら公共的な存在である銭湯が減らないようにするために、経営者の方がモチベーションを維持しつつ健康を管理して頑張れる、そういう状態で経営を続けていただくためには、料金は今回据え置きにはなりましたけれども、まず利用者をふやすための取り組みというのを何か、浴場だけに任せるのではなく、私たちが浴場に期待することがあるわけではないですか。デイサービスの利用だとか、不老体操ですとか、そういうものを期待する以上は私たちも何か協力をしていかないといけないと思うのです。なので、何ができるのかというのを皆でもっと考えたらいいいと思います。

例えば、いつも思いつきで言って、根拠とかがなくて申しわけないのですけれども、AEDの講習会を風呂屋で開くとか、風呂屋で開いてその後に入浴をつける、その入浴の費用を行政が出すとか、そんな形でもいいので、とにかく利用者をふやすためには一回来てもらう。一回来てもらうためにきっかけをつくるというのをやっていったらいいのではないかといつも思います。ただ、お金がかかることなので、私にはそのお金の出所ですとか、幾らぐらい出せるのかとか予算とか知りませんが、やはりとにかく軒数を減らさないためには、先ほど風呂難民の話が出ましたけれども、私はよく廃業する銭湯にもう二度と入れなくなるからぎりぎりに行くのです。そうするとおばあさんとか、仲よくしていた常連さんが「もう寂しいわね。あしたからどこに行く」と話しているのです。それで「私は家からバスを2つ乗り継いでいかないとないのよ」とかそんな話がよく聞かれるので、廃業されたら今度どこに行こうか迷っている人は本当に実際たくさんいるのです。なので、とにかく一軒でも残ってもらいたいという気持ちであります。

やはり、私も個人では銭湯の魅力を伝えるためのイベントを開いたりして活動はしているのですけれども、自分1人でできることなどにはすごく限度がありますので、公共的な利用をお考えになっている行政機関の方が積極的に何か取り組んでくださるのを心から期待しています。

○都留会長 ありがとうございます。

あと、ほかにいかがでしょうか。

浜委員、どうぞ。

○浜委員 ありがとうございます。

いろいろ東京都としても公衆浴場の活性化、これ以上減っていかないように続けていただけるようにどういうお手伝いができるのか、あるいは皆さんに利用していただけるようにするにはどうしたらいいのかということとは一緒に考えていかななくてはならないということで、組合の皆さんともいろいろ御相談をさせていただいておまして、今年度から3年間で実証事業ということで、さまざまな取り組みを組み合わせようと思っています。

経営の専門家の方に公衆浴場の経営についてアドバイスをしていただく機会を設けるですとか、浴場の経営に関心のある方と公衆浴場とのマッチングの機会を探っていくとか、さまざま思いつく限りのことをいろいろやっ払いこうということで組合の皆様とも御相談をさせていただいているところでございますので、そこで何か、これさえあればすぐに解決という名案はなかなかないのだと思うのですけれども、いろいろなことを組み合わせながら地道に着実に進めていって、少しでもいろいろなお手伝いができればと思っております。

○都留会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

中山委員、どうぞ。

○中山委員 マッチングその他はすごく大切なことだと思うのですが、ただ効果が出るまで時間がかかると思います。なので、そういう意味で、私もそうですけれども、銭湯に通うようになる人たちというのは、家に風呂がない人はとっくに行っているの、今まで行かなかった人を来るようにしていかないとだめだと思います。それで行くきっかけを1回でももらえればと思うのです。1回行けば、これはいいやと思って、来る人がふえると思うのです。

私もそうですし、私のランニングの仲間とか、あとはいろいろな人たち、私の仲よくしている人は1回行くと、ランニングの大会の後に銭湯に行くのが常識になるのです。なので、そのようにして、1回行けばまた行こうという人がふえるので、もちろん、地元で毎日来てくれる常連さんがふえてくれればベストですけれども、ただ1回、そこで行けば家の近くにも行ってみようという人がいっぱいいるのです。そのきっかけづくりを個人で広めるとか銭湯のほうで広めるのは難しいと思うので、きっかけづくりのところを1回でもお願いしたいなと思っています。

○都留会長 ほかにいかがでしょうか。

梅崎委員、どうぞ。

○梅崎委員 今、2つのお話が出ていますと思っていまして、経営状態を非常によくするという話と、先ほど出たマッチング、後継者をどう育成していくか。もちろん、経営状態がよくなれば、それを経営してみたいという人が出てくる。でも、経営状態がすごくいいのだけれども、残念ながら体のぐあいがあったり、後継者がいないということで潰れてしまう企業も出てくるということだと思うのです。

マッチング策のほうに関してなのですけれども、やはりある程度ビジョンを持ったほうがいいのではないかと。つまり、どういう方が経営に参加してくるのかということのイメージをある程度持っていたほうがいいのではないかなと個人的に思っています。例えば今、同業の方がもう1軒の銭湯も運営したいということなのか、それとも全く若い方が資本は持たないけれども経営したいという話なのか、もしくは仮に別の経営している会社の方が銭湯もやりたいと入ってくるのかというのは、希望者というのがある程度想定されてくる

と思うのです。

ただ、その中で仮にいろいろな企業が入ってきたときに、公衆浴場というものの持っている公共性というか、カラーというものが限りなく色がなくなってしまうということはちょっと本末転倒になってしまう危険性があると思いますので、協会さんのほうでうまく、マッチングといえども誰しも自由ですよということではない、イメージというか、落としどころというのがあったほうがいいのかなどというのが、ずっとお聞きしている中で私の個人的意見でございます。

○都留会長 どうぞ。

○近藤委員 中山委員、梅崎委員からも非常にありがたい御意見でございまして、中山委員のお話のように、やはり地方公共団体から手助けしてもらい、あるいは広めてもらうということは大事ですので、例えば国で言うと地域包括ケア、これを利用して、各区でもって地域のお年寄りや、あるいは地域力になるようなことに対して区から助成をしてもらい、あるいは機会をつくってもらいということはこれから必要だと思います。

それから、今、御指摘のありました、借りる、手伝う、あるいは相続をするといった場合にやはり3点あります。実は企業が入るという例がもう出ております。スーパー銭湯を経営する企業が実際に大田区のほうで入るといった話があります。

私は直接会いまして、スーパー銭湯と銭湯では全く違うのですよ。スーパー銭湯というのは企業ですからもうかればいいし、マイナスになったらぼんといなくなってしまうばい。ところが我々は100年も200年も前からやっているもので、地域のために根づいているものです。だから、その1軒が入ったことによって周りのお風呂屋さんさんが迷惑するようなことはやってもらっては困りますよ。あくまでも我々の歴史、文化の中で地域の中に沿ってもらわなければ困りますよということ言っていて、向こうのほうも担当がそういうことはちゃんと納得した上で、スーパー銭湯とは別に、銭湯としての経営をしたいということ一応、それは話はついております。

同時に、経営に対しての営業許可が出るのが保健所です。保健所というのは今、区のほうへ東京都さんからおりておりますので、保健所さんで営業許可をおろすときに、その辺の同じような話を含めて企業に言ってくださいと、そこで歯どめをかけることは今やっております。

それから後を継ぐ、あるいは経営をやりたいという方に関してなのですれども、これはいろいろあります。今まで経営をしていた方とか、かつて借りて経営をされていた方がまたやりたいという方もいます。それから、学生さんでやりたいという方もいるし、銭湯が好きだからやりたいという方もいらっしゃいます。それから、お手伝いをしたいという方もいらっしゃいます。これはメールとか電話でもって我々の浴場組合のほうに入っております、実はそういったことも含めまして、やはりそういうジャンルというのですか、借りたい人、あるいはやりたい人の意識の中でどこがマッチングできるかというところで漠然としてはマッチングできないのです。

全国のそういった方々からメールが来ていますので、実は我々、事務局のほうで6月9日の土曜日なのですけれども、1時から私が説明をします。どんな説明かといいますと、ある学生さんというか、若いのでしょうか。多分20代なのですが、お風呂屋さんが好きなのでお風呂屋さんを経営したいと言うのです。わかりましたと。経営したいので、家族とかお手伝いとか、1人では無理ですよという話をしました。いや、友達がいるから友達とやりたいと。では、わかりましたと。土地とか建物はあるのですかと云ったら、何もないと言うのです。そうすると、土地を買って建物を建てると思ったら4~5億かかるわけではないですか。その資産はどうするのと言ったら、そんなにかかるのですかというところで、わけのわかっていない方もいらっしゃるのです。

そんなところを含めまして、今、新しく東京信用保証協会がありまして、そこと我々の東浴信用組合という銀行機関と連携をして支援をしてもらうということになりました。これは非常に素晴らしいことなのです。マッチングをしたいという方が、例えば銭湯1軒を借りたときに敷金が1,000万かかったとします。そうしたときに、借りたいという方が1,000万というお金を持っていないではないですか。では、そのときどうしようというところで、これは東京信用保証協会とうちの信用金庫のほうで話をしてもらって、8,000万円まで無担保で貸していただけるということが決まりました。今度、6月9日の説明会のときにこの話もします。そういったことで、ジャンル別に皆さんそれぞれのやりたいということに関して説明会を開くということで今、考えております。

貴重な御意見、ありがとうございます。

○都留会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

今、信用保証協会から融資が可能かもしれないというようなお話があって、すごくお話が進んでいるのだなと思って伺ったのですけれども、後継者不足というのはお風呂屋さんの業界だけではなくて、日本全体のどの業界でもある中小企業の問題にもなっていますし、国も各種団体もこの事業承継ということに関して非常に関心を持っているということでもあります。経営がうまくいって後継者がいらっしゃるお風呂屋さんはいいいとしても、経営はうまくいっているのだけれども、後継者がいないというような事例をどうにかならないかと皆さんで議論しているわけです。

ぜひ、マッチングもそうですけれども、具体例、こういう方法があるねというところを、今度の会議もそうかもしれませんし、1つ事例が出てくれば、ぜひ経営してみたいのだという方がさらに手を挙げてくるのかなということもあるのかもしれませんし、銀行の方だけではなくて、中小企業診断士だとか、ほかの専門家も使って、いろいろいい意見を取り入れて、何とか1つ、全く違う、今までお風呂屋さんのオーナーと関係なかった方が、お風呂屋さんを借りてなのか、また違う形なのかわかりませんが、事業がうまく承

継されるというような例を早い段階で見たいなと思います。

その辺は感触として、結構あり得ますよというところなのですか。どうなのですか。

○近藤委員 なかなか難しいところが現実的にありまして、借りたいという方が今、12組ぐらい、こちらのほうに連絡が来ています。

ところが、貸したいという我々側がなかなか手が挙がらないのが現実なのです。手が挙がったときに、もう来月やめるのだということになってしまうので、今、理事会の中でも私が話をしているのですけれども、半年でも1年でも前でいいから、もしやめる可能性がある、あるいは貸したい可能性があるのだったら早目に手を挙げてくれ。そうでないとマッチングしようがないのでということで、そこが今、課題です。

それと、ほかで、京都でも借りている若い方がいますけれども、やはり大変苦勞されています。というのは、我々はあくまでも半公共的な仕事をしているという認識はあるのですけれども、あくまでも自営ですので、もうからない仕事はなかなか続けられないというところが、もうからないものはだめという、まずその入り口がありますので、そこを何とかしていかないといけないなと思います。

○高橋委員 そうですね。仮に貸すよというお風呂屋さんのオーナーさんがいても、当面はそれでいいかもしれないけれども、中期的、長期的にはやはり売りたいのだみたいな話になってしまうとなかなか続かないということでもありますし、何とかいいモデルケースを生み出したいですね。

○小西委員 2つあって、マッチングのところでセクションというか、誰を誰にマッチングさせるか、皆さんにとってすごくコストがかかる取り組みだと思うのです。間違えられないし、皆さんの貴重な時間をかけて、金銭的、時間的なコストもかけて、失敗が許されないわけですから、かなり慎重にやらなければいけないことだと思うのです。そうすると、やはり最初の12組、手が挙がっている人たちの、余りふさわしくないとか、熱心ではない、うまくいかなさそうな人たちを早目に諦めてもらったり、揺さぶってふるいにかけるということが必要になると思うのです。

そのときに1つ、私は何回か言っているのですけれども、大事なのが情報をきちんと与えることだと思うのです。例えば、ここに座っていらっしゃる業界の皆さんは成功されているとか、うまくいっていらっしゃる方だと思うのです。なので、うまくいっている方の中で大変なことと、もう本当にやめてよかったと思っている方の大変だったことは、そこに開きがあると思うので、いろいろな会合をこれから持たれると思うので、本当に過去されていた方で、やめて10年で今どうなっているかとか、やっているときにどれぐらい大変だったかとかいう話を、いいところも悪いところも含めて、余り偏りがないように伝えるということが一つ、とても大事だと思います。

もう一点は、中山委員がずっとおっしゃっているように、やはりそうやって事業承継できたとしても、来てくれる人がいなくなったらもうからなくて続かないわけですね。中長期的な視点を持つということを見ると、日本はどうしても人口が多いほうに偏るので、今、

お年寄りを大事にしようという方向にすごく進んでいると思うのですが、一度も入ったことのない人が入らないというならば、入ったことのない子供たちは大人になっても絶対に入らないのです。生まれたときにお風呂がなかった世代と、生まれたときからある世代、しかも銭湯に行ったことがない世代は未来、何十年後も入らないと思うのです。

ですので、行政の方たちにはイベントやそういう取り組みの中で、ぜひ若い子育て世代や子供たち、小学生とか中学生1人で来るようになった子供たちが来やすいような補助ですね。料金を半額にするとか無料にするとか、そういう取り組みをもっと活発にしていって、10年、20年後にその子供たちが成人して社会人になって、自分のお金を稼ぐようになって自主的に来てくれるというような土壌を今のうちからつくっておく必要があるのではないかと思います。

○近藤委員 今の2つの御意見は全くそのとおりです。子供たち、要するに若い世代、若いお父さんお母さんも含めてなのですからけれども、そういう人たちに来ていただかないと、我々の将来もないのです。と同時にやはり文化ですので、子供たちにもそういった小さな社会を学んでもらう。これを我々は浴育というのですけれども、それはすごく大事なことで、各支部によっては区と提携して子供無料の日ということもやっております。

それから先ほどの、いいことも悪いことも含めてふるいにかけるという話。ふるいというのは何か悪い言い方なのですからけれども、それを含めて今度6月9日の土曜日に、いい話ではなく大変な話、お風呂屋さんって実は裏は皆さんわからないけれども、これだけ大変なことをしているのですよということ、それを踏まえた上でマッチングに参加して下さい。また、マッチングはこんなに大変ですということをはっきり言おうと思っているのです。

○都留会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

この議論はまだ始まったばかりですので、引き続きこれからも時間をかけて行っていたらと思います。

私個人は、先ほどの中山委員の言葉を使えば、公衆浴場には公共的な役割があると考えます。それに対して東京都が支援するのは、ある程度の数があるということが前提になっているわけです。これが今、500軒台になりましたけれども、さらに少なくなると公共的な役割を果たしているとはみなされなくなる可能性があるわけです。中国の改革開放の父である鄧小平の言葉をかりれば「黒い猫でも白い猫でもネズミをとる猫はいい猫」。ネズミをとるということは軒数を減らさない、廃業を避ける。そのためだったら白い猫でも黒い猫でもいいのですと私は個人的に思います。

ただ、白い猫が仮に個人だとすると、夢見ているだけなのか、リアルに考えているのか、そこはきちんと伝える必要があるでしょう。黒い猫が企業であるとすれば、先ほど大田区で参入の事例があったように、単にスーパー銭湯の延長で考えているのかどうなのか、その辺をきちんと識別する必要があると思います。ただ、都の施策を考える以上、私は軒数をこれ以上減らさないということがとても大事だろうと考えています。

ほかにありますか。

ないようでしたら、この議論はまだこれから続いていくと思いますので、またその機会にやっていただければと思います。

時間の関係でそろそろ終了いたしますけれども、その他、事務局から連絡等がありますか。

○猪俣課長 御議論ありがとうございました。

事務連絡についてお話しさせていただきますが、先ほど局長から実証事業のお話をさせていただいたのですけれども、お手元にお配りしております公衆浴場の活性化策なども、今、皆様方から御意見をいただいた、とどのつまり、やはり利益が上がらないと全てが継続的に営業することにつながらないという視点や、先ほど地域でのいろいろなイベントとかのお話もありましたが、最後のほうに新しい方、例えば若者の方に来ていただくためにどうしたらいいかというところを用途、住宅別や商業地域とか、それぞれの立地条件なんかも違いますので、そういった視点でこういうことをやってみてはいかがか。そういう中で地域交流などについては、都としても広域的な観点から補助事業を組合さんと一緒にやっていくということをやっておりますので、そういうことで検討などもしてきたという経過がございますので、またお手元のものを御一読いただければと思っております。いろいろ貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務的なお話をさせていただきます。

本日は協議会の御報告を頂戴いたしました。統制額は本協議会の御意見に基づきまして知事が指定するという仕組みになってございますので、今後、都としまして必要な手続を進めてまいります。

また、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、報告書を取りまとめいただきましたこと、御尽力いただきましたことに対して厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

なお、本日入庁証をいただいておりますが、お帰りの際はエレベーターをおりて、1階にゲート併設の回収機がございますので、回収するところにお入れいただいてゲートを通過していただくということで、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○都留会長 それでは会議はこれで終わりますが、最後に一言二言、会長としての所感を申し上げたいと思います。

今回の会計調査の結果は非常にクリアな結果でありまして、利用者がふえ、収入がふえた。他方、費用は余り上がらなかった。結果的に2円程度の引き上げという試算結果になり、統制額の目安ラインである30円ということに至らなかったのも、引き上げをする状況ではないということで、据え置きという結論になったわけです。

他方、私としてはシャンプーとボディーソープの設置を積極的に進めていただくという

ことを一生懸命お願いしてきた関係で、そのコストが少なく見積もっても1人当たり約5円ぐらいであろうということは承知しておりますので、その部分の吸収を経営努力のみに委ねているということに関しては多少申しわけないという気持ちはあります。そういうことも含めて結果をまとめましたということをお理解いただければと思います。

それから、私は多分12年ぐらい前にこの協議会に入りまして、最初に協議会の会長がいらして、私は単なる委員だったのですけれども、前の会長は多分、一番最後の期だったと思うのです。1期でやめられて、いきなり会長をやることになったわけです。そのときのこの協議会の議論というのを振り返ってみますと、それぞれ委員の方に意見を求めると、いろいろなことをおっしゃるわけですが、それがあある意味言いっ放しになっていて、去年言ったこととまた同じことを言われていると感じることもありました。

そういうことで、私は会長として何ができるのかということをお考えたときに、これは自分がユーザーとして一番不便に思っていたことでもあるわけですが、いろいろなことはもう言わない。いろいろなことは言わないで、禁煙化を達成するということと、それからボディーソープとシャンプーを設置するという2つに絞って、その取り組みを浴場組合にお願いしてきました。幸いにして、その取り組みは、禁煙化に関しては100%達成され、ボディーソープに関しては75%達成されたということで、組合の努力のおかげだと考えています。

ですので、これから協議会で課題になってくるのは、前回、小西委員からも発言がありましたけれども、今まで言われているようなことはもうだんだん言われなくなってきているのです。それは達成されてきているから、それはすばらしいことだと思うのです。これから課題になるのは、先ほど言いましたように、廃業をなるべく少なくするという、そこにかかってくるのだらうなと思うのです。このことを次期の委員の方はぜひ積極的に取り組んでいただきたい。そのことは同時に、利用者の拡大とか発掘ということはもちろんあるわけですが、これ以上減らさないということが、繰り返しになりますが、東京都が施策を打っていく以上、必要不可欠な前提条件ではないかと私は考えます。

そういうことで、これまでの組合の皆さん、東京都、あるいは各側の委員の努力に敬意を表したいと考えています。なぜこういう発言をするのかということはお察しいただければわかるだらうということで、引き続き頑張っていきたいと思います。

それでは、委員の皆様方には長時間にわたり、会議の進行に御協力をいただきましてありがとうございました。これで終わります。

午後4時49分閉会